

社会福祉士  
& 精神保健福祉士  
国家試験



刑事司法と福祉

聞き流し 一問一答



**14歳以上20歳未満で  
罪を犯した少年を  
〇〇少年という？**





14歳以上20歳未満で  
罪を犯した少年を  
〇〇少年という？



**犯罪少年**



刑事法令に触れる行為をした少年



**14歳未満で  
刑事法令に触れる行為を  
行った少年を  
〇〇少年という？**





14歳未満で  
刑事法令に触れる行為を  
行った少年を  
〇〇少年という？



**触法少年**



刑事法令に触れる行為をしたが  
刑事責任を問われない年齢



**20歳未満で  
犯罪行為はしていないものの  
性格や環境に照らして  
将来罪を犯すおそれがある少年を  
〇〇少年という？**





20歳未満で  
犯罪行為はしていないものの  
性格や環境に照らして  
将来罪を犯すおそれがある少年を  
〇〇少年という？



ごはん ↓

虞犯少年



将来刑罰法令に触れる「おそれ」のある少年



**18歳以上20歳未満の  
罪を犯した少年で  
大人に近い年齢であることから  
非行に対して一定の厳罰化を図る少年を  
〇〇少年という？**





18歳以上20歳未満の  
罪を犯した少年で  
大人に近い年齢であることから  
非行に対して一定の厳罰化を図る少年を  
〇〇少年という？



**特定少年**



2022年4月の改正少年法により施行



**犯罪少年の対象年齢は？**





# 犯罪少年の対象年齢は？



14歳以上20歳未満



罪を犯した少年



**触法少年の対象年齢は？**





# 触法少年の対象年齢は？



**14歳未満**

刑事責任が問われない年齢





# 虞犯少年の対象年齢は？





# 虞犯少年の対象年齢は？



**20歳未満**



将来罪を犯すおそれのある少年



**特定少年の対象年齢は？**





# 特定少年の対象年齢は？



**18歳以上20歳未満**



大人に近い年齢で罪を犯した少年



**犯罪少年が罪を犯した場合**

**警察等に補導され**

**検察庁を経て、どこに送致される？**





**犯罪少年が罪を犯した場合**

**警察等に補導され**

**検察庁を経て、どこに送致される？**



**家庭裁判所**



**少年法に基づく刑事司法手続き**



**家庭裁判所に送致された犯罪少年が  
重大な犯行を犯したことで  
刑事処分が相当となった場合  
再び検察官に送致することを何という？**





家庭裁判所に送致された犯罪少年が  
重大な犯行を犯したことで  
刑事処分が相当となった場合  
再び検察官に送致することを何という？



逆送



家庭裁判所が刑事処分に委ねるべきと判断



# 虞犯少年で14歳未満の場合 通告先はどこ？





# 虞犯少年で14歳未満の場合 通告先はどこ？



**児童相談所**



14歳以上20未満だとケースに応じて  
児童相談所または家庭裁判所に送致



**特定少年の場合、起訴された段階で  
実名や顔写真などの報道は可能かどうか？**





**特定少年の場合、起訴された段階で  
実名や顔写真などの報道は可能かどうか？**



**報道可能**



**特定少年の区分創設により  
18歳以上20歳未満の少年に対する  
司法の関わり方が大きく変化**



# 下記の図におけるAに該当するものは 〇〇少年?





下記の図におけるAに該当するものは  
〇〇少年？ 虞犯少年





**非行を犯した少年や罪を犯した人が  
「社会の中」で生活しながら  
立ち直りを目指す制度を何という？**





非行を犯した少年や罪を犯した人が  
「社会の中」で生活しながら  
立ち直りを目指す制度を何という？



保護観察制度



社会内処遇



**法務省に設置しており  
特赦、特定の者への減刑、刑の執行の免除、  
その他更生保護における審査や監督を担う  
審査会を何という？**





法務省に設置しており  
特赦、特定の者への減刑、刑の執行の免除、  
その他更生保護における審査や監督を担う  
審査会を何という？



中央更生保護審査会

法務省1か所のみ



根拠法  
更生保護法



**全国に8か所設置されており  
保護観察制度において  
仮釈放や保護観察の開始・解除等  
また保護観察所の事務を監督する機関は？**





全国に8か所設置されており  
保護観察制度において  
仮釈放や保護観察の開始・解除等  
また保護観察所の事務を監督する機関は？



保護観察官を配置



地方更生保護委員会



法務省の地方支分部局として全国8か所



**更生保護に関する実務を担い  
保護観察や更生緊急保護の実施  
社会復帰支援や犯罪予防活動を行う  
全国に約50か所ある機関は？**





**更生保護に関する実務を担い  
保護観察や更生緊急保護の実施  
社会復帰支援や犯罪予防活動を行う  
全国に約50か所ある機関は？**



**保護観察所**



**保護観察の実施や社会復帰支援を担う  
現場の機関**



**保護観察所等に勤務する  
国家公務員として  
保護観察の実施や生活環境の調整  
犯罪予防に関する活動などを行う者は？**





**保護観察所等に勤務する  
国家公務員として  
保護観察の実施や生活環境の調整  
犯罪予防に関する活動などを行う者は？**



**保護観察官**

**更生保護法を根拠法**

**国家公務員**



**非行や犯罪を犯した人の  
立ち直りを直接支援**



**民間のボランティアとして  
保護観察官と協力をしながら  
犯罪や非行をした人の立ち直りや再犯防止  
また地域の犯罪予防活動等を行う者は？**





民間のボランティアとして  
保護観察官と協力をしながら  
犯罪や非行をした人の立ち直りや再犯防止  
また地域の犯罪予防活動等を行う者は？



**保護司**  
民間のボランティア  
(非常勤の国家公務員)



人格及び行動について  
社会的信望を有すること



**地域における更生保護活動の拠点として  
保護司の活動を支援し、  
関係機関との連携や地域ネットワークの構築  
を担うセンターは？**





**地域における更生保護活動の拠点として  
保護司の活動を支援し、  
関係機関との連携や地域ネットワークの構築  
を担うセンターは？**



**更生保護サポートセンター**



**社会を明るくする運動など  
地域社会全体で支えることを理念**



**保護観察所に配置され  
主に医療観察制度の業務を担い  
精神障害者等の社会復帰支援の  
コーディネーター等を行う専門職は？**





**保護観察所に配置され  
主に医療観察制度の業務を担い  
精神障害者等の社会復帰支援の  
コーディネーター等を行う専門職は？**



**社会復帰調整官**



**医療観察法が根拠法**



**矯正施設（刑務所や少年院）  
に収容されている人を  
収容期間前に仮に釈放し  
社会内で保護観察を受けながら更生を目指す制度は？**





**矯正施設（刑務所や少年院）  
に収容されている人を  
収容期間前に仮に釈放し  
社会内で保護観察を受けながら更生を目指す制度は？**



**仮釈放**



**少年院の場合は「仮退院」**

**保護観察開始で  
最も多いケース**



**仮釈放の許可は  
どこの機関が行うか？**





# 仮釈放の許可は どこの機関が行うか？



保護観察付



地方更生保護委員会



3人の委員で構成される合議体で審査  
(更生の意欲、再犯のおそれがないか、  
社会の感情を著しく害さないか、改悛の情があるか)



**全ての保護観察対象者が  
守らなければならない基本事項を  
何という？**





# 全ての保護観察対象者が 守らなければならない基本事項を 何という？



## 一般遵守事項



例)

- 健全な生活態度
- 保護観察官・保護司の指導監督を誠実に受ける
- 届け出た住所に居住
- 転居や7日以上の旅行は許可を得るなど



**個々の保護観察対象者の  
特性や非行・犯罪の原因に応じて  
一般遵守事項に加えて課せられるルール  
を何という？**





# 個々の保護観察対象者の 特性や非行・犯罪の原因に応じて 一般遵守事項に加えて課せられるルール を何という？



## 特別遵守事項



- 例) 特定の人や場所への立ち入り・接触禁止  
特定の行為禁止 (飲酒等)  
特定の行為の義務付け (治療プログラム等)  
電子機器の使用制限



**保護処分による身体拘束が解かれた後  
(出所者が社会に戻った直後の不安定な時期)  
親族や公的機関の援助が受けられない場合の  
緊急的な支援制度を何という？**





**保護処分による身体の拘束が解かれた後  
(出所者が社会に戻った直後の不安定な時期)  
親族や公的機関の援助が受けられない場合の  
緊急的な支援制度を何という？**



**保護観察中は対象外**



**更生緊急保護**



**例)**

**金品や宿泊場所の供与  
医療・療養の支援  
就職または教育訓練の支援など**



**更生緊急保護の期間は  
原則何か月以内？**





**更生緊急保護の期間は  
原則何か月以内？**



**原則6か月以内**



**身体拘束を解かれた後**



**更生緊急保護の  
延長できる期間は最長何か月？**





# 更生緊急保護の 延長できる期間は最長何か月？



**6か月**



原則6か月

さらに6か月を超えない範囲で延長



**更生保護や更生緊急保護の対象者が  
住居がないことや頼れる人がいない等の理由で  
一時的に宿泊場所や食事を提供し  
生活指導や就労支援を行う施設は？**





**更生保護や更生緊急保護の対象者が  
住居がないことや頼れる人がいない等の理由で  
一時的に宿泊場所や食事を提供し  
生活指導や就労支援を行う施設は？**



**更生保護施設**



**法務大臣が認可  
全国で約100施設**

**仮釈放者の  
利用が最も多い**



**保護観察や更生緊急保護の対象者が  
より実践的な自立生活訓練を送れるよう  
アパートやマンションの一室などで  
社会復帰の支援を受けられるホームは？**





**保護観察や更生緊急保護の対象者が  
より実践的な自立生活訓練を送れるよう  
アパートやマンションの一室などで  
社会復帰の支援を受けられるホームは？**



**自立準備ホーム**



**更生保護施設だけでは定員に限界あり  
社会に多様な受皿を確保する施策**



**改善更生の意欲が高い仮釈放者を対象として  
専門的処遇プログラムや生活指導など  
社会復帰に向けて集中的な支援を行う機関は？（全国2か所）**





改善更生の意欲が高い仮釈放者を対象として  
専門的処遇プログラムや生活指導など  
社会復帰に向けて集中的な支援を行う機関は？（全国2か所）



自立更生促進センター



社会復帰に向けた集中的なプログラム



**高齢又は障害を持ち  
福祉的な支援を要する刑務所出所者等が  
退所後すぐに福祉サービスにつなげるための  
準備を行う社会復帰支援機関は？**





**高齢又は障害を持ち  
福祉的な支援を要する刑務所出所者等が  
退所後すぐに福祉サービスにつなげるための  
準備を行う社会復帰支援機関は？**



**精神障害の方が最も多い**



**地域定着支援センター**



**都道府県が実施主体**

**社会福祉士又は精神保健福祉士等を1名以上配置**



**心神喪失または神経耗弱の状態で  
殺人や放火等の重大な他害行為を行った方の  
再発防止と社会復帰を目的とした制度は？**





心神喪失または神経耗弱の状態で  
殺人や放火等の重大な他害行為を行った方の  
再発防止と社会復帰を目的とした制度は？



## 医療観察制度

対象行為は「傷害」が最も多い  
殺人、強盗、放火、不同意性交、傷害



社会復帰を目的



**医療観察制度における医療で  
指定入院医療機関と指定通院医療機関  
を指定する者は誰か？**





**医療観察制度における医療で  
指定入院医療機関と指定通院医療機関  
を指定する者は誰か？**



**厚生労働大臣**





**医療観察制度の処遇で  
検察官が裁判所に対して  
処遇の要否等の申立てを行うが  
それはどこの裁判所？**





医療観察制度の処遇で  
検察官が裁判所に対して  
処遇の要否等の申立てを行うが  
それはどこの裁判所？



地方裁判所





**医療観察制度の処遇で  
「鑑定入院」を行う場合  
原則定められている期間は？**





**医療観察制度の処遇で  
「鑑定入院」を行う場合  
原則定められている期間は？**



**原則2か月  
(1か月延長可)**





**医療観察制度の処遇で  
「鑑定入院」を行う場合  
社会復帰調整官が行う役割は？**





**医療観察制度の処遇で  
「鑑定入院」を行う場合  
社会復帰調整官が行う役割は？**



**生活環境の調査**





**医療観察制度の処遇で  
地方裁判所による審判では  
裁判官と精神保健審判員は  
それぞれ何名による合議体で審判を行うか？**





**医療観察制度の処遇で  
地方裁判所による審判では  
裁判官と精神保健審判員は  
それぞれ何名による合議体で審判を行うか？**



**処遇の可否**

**入院か通院かを判断**



**各1名**



**裁判官1名と精神保健審判員1名の合議体**



**医療観察制度の処遇で  
入院となった場合に  
社会復帰調整官が担う役割は？**





# 医療観察制度の処遇で 入院となった場合に 社会復帰調整官が担う役割は？



円滑な社会復帰を目指す支援



## 生活環境の調整



退院後に必要な医療の援助や実施体制の整備



**医療観察制度の処遇で  
通院処遇となった場合  
(審判で通院or入院から通院)  
通院処遇期間は原則何年？**





医療観察制度の処遇で  
通院処遇となった場合  
(審判で通院or入院から通院)  
通院処遇期間は原則何年？



保護観察所長が関係機関と協議して定めた  
処遇実施計画に基づき実施



原則3年



さらに2年まで延長可能



**医療観察制度の処遇で  
通院処遇となった場合  
社会復帰調整官が担う役割は？**





# 医療観察制度の処遇で 通院処遇となった場合 社会復帰調整官が担う役割は？

保護観察所長が関係機関と協議して定めた  
処遇実施計画に基づき実施



調査 → 調整 → 精神保健観察  
鑑定入院・入院処遇・通院処遇



## 精神保健観察



生活の状況を見守る  
(適当な接触を図りながら)



**弁識能力及び制御能力の  
両方またはいずれかが  
欠けている状態を何という？**





弁識能力及び制御能力の  
両方またはいずれかが  
欠けている状態を何という？



**心身喪失**



犯罪行為をしても処罰されない



**弁識能力及び制御能力の  
両方またはいずれかが  
著しく減退している状態を何という？**





**弁識能力及び制御能力の  
両方またはいずれかが  
著しく減退している状態を何という？**



**心身耗弱**



**犯罪行為をした場合、刑が減刑**



**急迫不正の侵害に対して  
自己または他人の権利を防衛するため  
やむを得ずした行為を何という？**





急迫不正の侵害に対して  
自己または他人の権利を防衛するため  
やむを得ずした行為を何という？



**正当防衛**



無罪になるとは限らない



**これまで加害者の処罰に  
重きが置かれていた状況を改善するため、  
2004年に犯罪被害者等の権利と支援を  
明確に位置付けた法律は？**





これまで加害者の処罰に  
重きが置かれていた状況を改善するため、  
2004年に犯罪被害者等の権利と支援を  
明確に位置付けた法律は？



## 犯罪被害者等基本法



政府：犯罪被害者等基本計画を策定  
基本施策：損害賠償請求の援助あり

社会福祉士  
& 精神保健福祉士  
国家試験



チャンネル登録よろしくね！



SUPPORT

おつかれさまでした！

